

以下経過の概要を記述するも調停者の活動は次項に一括することとした。

五月中。労資共宣傳我黨熱心罷業團側は連日示威運動、運動會、演說會に團結を計る。會社は七日復職勧告状約一千百通を發送。十八日二十日六日五ノ不良令十九十八名解雇。二十日復職者約百七十名に達したれば作業者開始した。

二十九日罷業團代表廿四名議中の日當支給「解雇通知取消」の二項を要求した。尚全日爭議團司令部、各班詰所は官憲當局的の共産主義宣傳、煽惑を受けたるもの、如く強制捜査処分付せられ證據物件の押収、幹部應接者九十八名に對し掃蕩的檢挙が行かれた。為めた罷業團は一時統制を失ひ、新應接者釋放者七方新に陣容を立並した。六月中。會社は三日約八百名を退職者と看做し職工名簿より削除。新現職工三百二十名を採用七日待過改善案の發表を行はし前並の通を二十三日五方定期株主總會を渡瀬の畔ありしとき査収、之を報告書に呈し、其事終了。この時爭議團員約四百名會社門前下隅

集り罷業を命令する。

二十一日罷業團司令部「一週を過ぎれば罷業を中止せしむ」と主張せらる。十日、労働組合員は官憲に訴へ、罷業を中止せしむるを要求する。

四日、労働組合員は官憲に訴へ、罷業を中止せしむるを要求する。七日中。十日東京新聞高松に於て「労働組合員は罷業を中止せしむるを要求する」と主張せらる。十日日本新聞小竹監査員は「労働組合員は罷業を中止せしむるを要求する」と主張せらる。十日日本新聞小竹監査員は「労働組合員は罷業を中止せしむるを要求する」と主張せらる。

十日日本新聞小竹監査員は「労働組合員は罷業を中止せしむるを要求する」と主張せらる。十日日本新聞小竹監査員は「労働組合員は罷業を中止せしむるを要求する」と主張せらる。十日日本新聞小竹監査員は「労働組合員は罷業を中止せしむるを要求する」と主張せらる。

### 八、調停者の奔走

五月中旬頃より寧ろ労働者側の好意を有する人とする。市内有志の下りて爭議解決促進懇談会なるもの組織されたるも具体的折衝に進まず。終に佛教慈善會の調停、市長、警察署長、市内有志等の官民合同の調停團成立と會社側は異は之れに同意したるが如き色ありし。爭議團の要求過大に失し終に強制するに至らぬが如かりし。